

**関市地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)**

**令和6年2月**

**関 市**

## ■目次

1. 背景	1
(1) 気候変動の影響	1
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	1
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	1
(4) 本市のこれまでの取組	3
2. 基本的事項	4
(1) 目的	4
(2) 対象とする範囲	4
(3) 対象とする温室効果ガス	4
(4) 計画期間	5
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	5
3. 温室効果ガスの排出状況	6
(1) 「温室効果ガス総排出量」	6
(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因	7
4. 温室効果ガスの排出削減目標	8
(1) 目標設定の考え方	8
(2) 温室効果ガスの削減目標	8
5. 目標達成に向けた取組	9
(1) 取組の基本方針	9
(2) 具体的な取組内容	9
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	13
(1) 推進体制	13
(2) 点検・評価・見直し体制	14
(3) 進捗状況の公表	14
7. 様式 1～4	

## 1. 背景

### (1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

### (2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

### (3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和3年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施

設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等)を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表 1 地球温暖化対策計画における 2030 年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：百万t-CO <sub>2</sub> )		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO <sub>2</sub>		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス(フロン類)		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37百万t-CO <sub>2</sub> )
二国間クレジット制度(JCM)		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

2021年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。また、地球温暖化対策計画において、地方公共団体実行計画（事務事業編）に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。

#### (4) 本市のこれまでの取組

本市はこれまで平成 17（2005）年度に関市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「関市事務事業編」という。）を策定し、温室効果ガス排出量の削減（抑制）及び省エネ・省資源等の取組を推進してきました。前回の改訂では 2017 年度から 2030 年度までの 14 年間の計画期間とし、その中間年である 2023 年度に見直しを予定し、併せて 2022 年 2 月には「関市ゼロカーボンシティ宣言」を行ったこと、また地球温暖化対策計画において温室効果ガス排出削減目標が引き上げられ、政府実行計画が改定されたことなども受け、関市事務事業編を改訂するものです。

関市の取組	
2000.3.15	ISO14001 認証取得
2000.3	環境都市宣言
2000.3.28	関市環境基本条例
2004.3	関市環境基本計画策定
2005.7	ISO14001 認証更新
2006.3	「関市地球温暖化対策実行計画」策定
2009.3	ISO14001 認証更新
2009.9	「関市地球温暖化対策実行計画」改訂
2011.12	関市環境マネジメントシステム策定（ISO14001 認証返上）
2013.3	「関市地球温暖化対策実行計画」改訂
2018.3	「関市地球温暖化対策実行計画」改訂
2022.2.9	関市「ゼロカーボンシティ」宣言
2023.3	第二期関市環境基本計画策定

## 2. 基本的事項

### (1) 目的

関市事務事業編は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、関市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

### (2) 対象とする範囲

関市事務事業編の対象範囲は、出先機関等を含めた本市が管轄する組織及び施設等におけるすべての事務及び事業並びに指定管理者制度による管理施設（常時正職員が勤務する施設）について対象とします。ただし、外部への委託等による事務及び事業は対象外とし、温室効果ガス削減に向けた配慮を要請していくものとします。

### (3) 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法が対象としている以下の7種類の温室効果ガスのうち、本市の事務及び事業に該当しない、又は対象とすることが適当でないものは除外します。

表2 対象とする温室効果ガス

	種類	主な発生源	地球温暖化係数
対 象 ガ ス	① 二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	電気の使用、燃料の使用	1
	② メタン (CH <sub>4</sub> )	自動車の走行	25
	③ 一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	自動車の走行	298
	④ ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用	1,430 ※1
対 象 外	⑤ パーフルオロカーボン (PFC)	—	7,390~17,340
	⑥ 六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	—	22,800
	⑦ 三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	—	17,200

※1 : HFC-134a の地球温暖化係数

#### (4) 計画期間

2024 年度から 2030 年度までを計画期間とします。また、計画開始から 4 年後の 2027 年度以降に必要があれば、計画の見直しを行うこととします。

項目	年度									
	2013	...	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
期間中の事項	基準年度		計画開始			必要があれば 計画見直し			目標年度	
計画期間			→							

図 1 計画期間のイメージ

#### (5) 上位計画及び関連計画との位置付け

関市事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、関市環境基本計画をはじめとする関連計画や、関連法との整合性を図りながら策定し、温室効果ガスの排出削減に向けた取組を推進します。

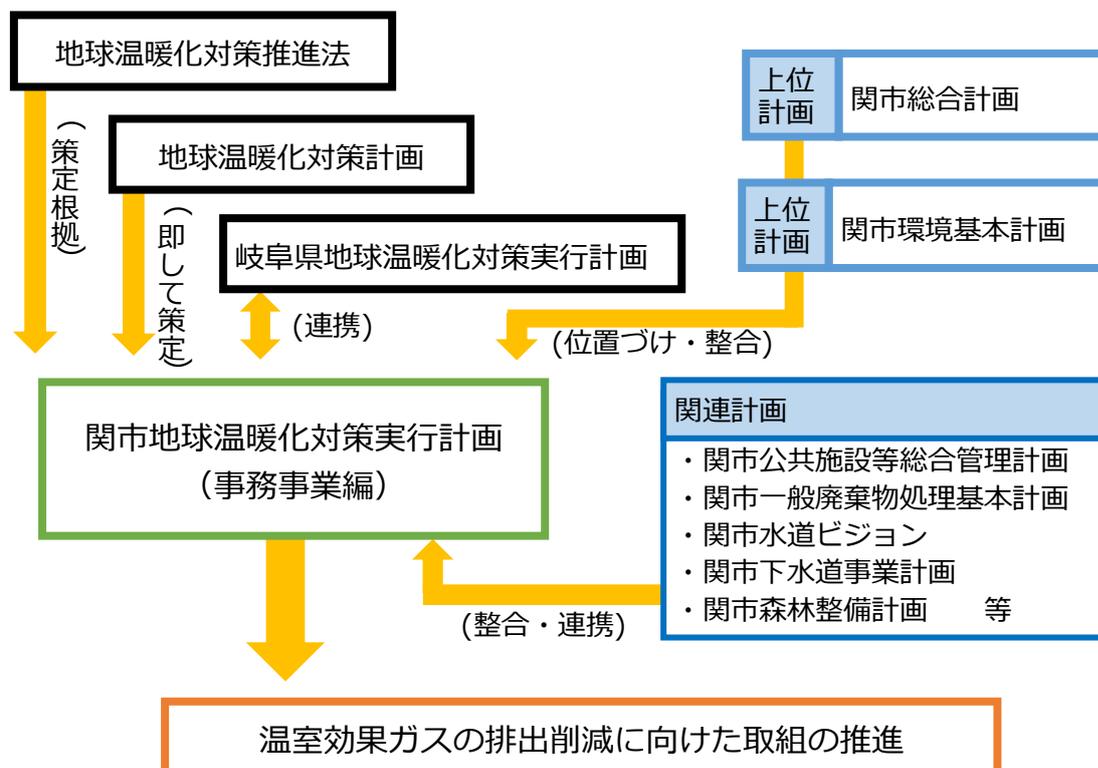


図 2 関市事務事業編の位置付け

### 3. 温室効果ガスの排出状況

#### (1) 「温室効果ガス総排出量」

関市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である 2013 年度において、24,066t-CO<sub>2</sub> となっています。2021 年度では 18,016 t-CO<sub>2</sub> と基準年度に対して、約 25%の削減を達成しています。推移を見ると、電気と燃料による排出量は明らかな減少傾向にあります。

公用車の走行に伴う「その他」の排出量については大きな変化がありません。

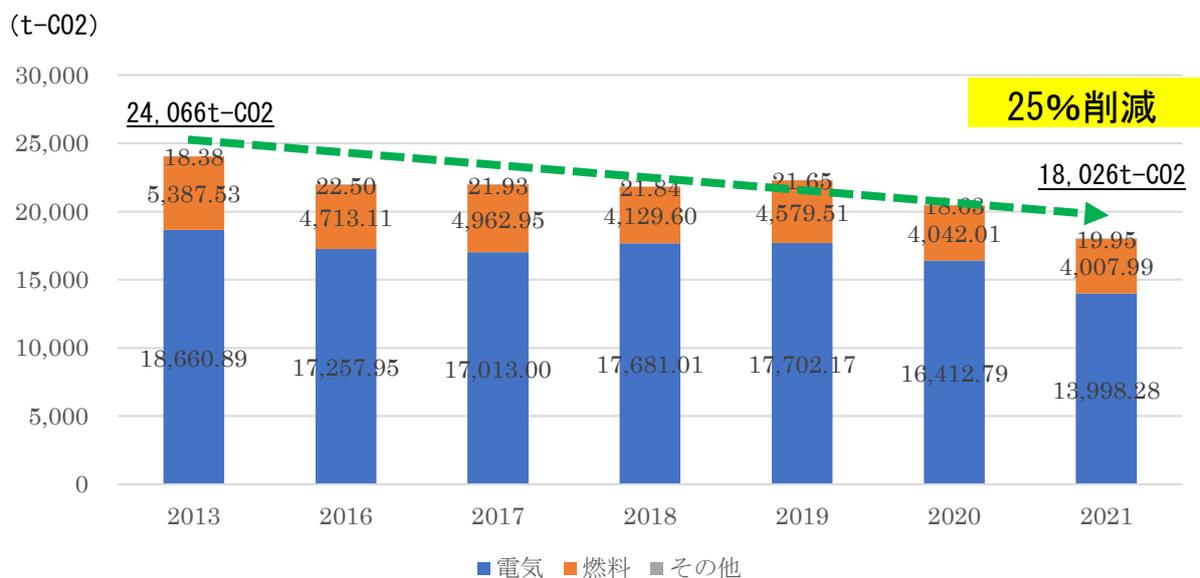


図 3 関市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

また、基準年度のエネルギー種別の温室効果ガス排出量では、電気が全体の 78%を占め、次いで灯油 10%、重油 7%、LPG2%となっています。

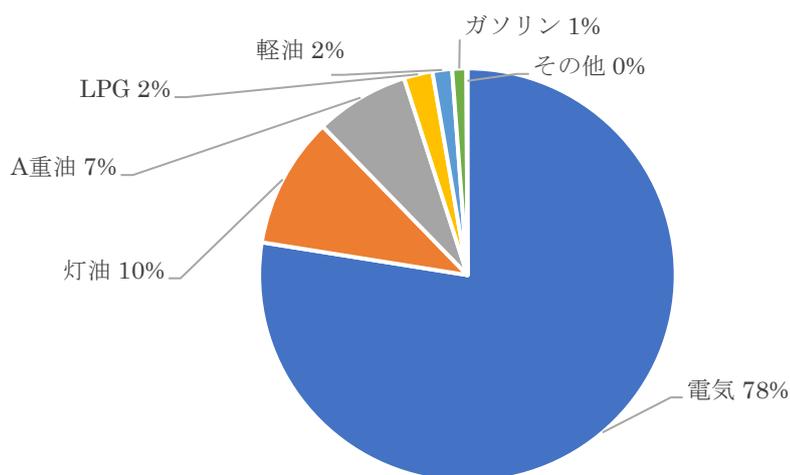


図 4 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合 (2013 年度)

## (2) 温室効果ガスの排出量の増減要因

関市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量に関する取組についてまとめると、市役所のエネルギー使用量のうち、大きな割合を占める電気の温室効果ガス排出量が減少している理由としては、排出係数の下降傾向が考えられます。その他には、基準年度以降に公共施設に設置した太陽光発電設備による電気使用量の削減や、照明設備のLED化など設備更新や改修が進んでいることも減少の要因として考えられます。

次にガソリン・灯油など燃料の温室効果ガス排出量の減少については、公用車の買換えや施設の設定改修などによる燃料使用量の減少が考えられます。また、毎年、職員環境配慮行動アンケートを実施することで、省エネルギーに対する職員一人ひとりの知識や意識が高まったことも減少の要因として考えられるものです。

本市の事業活動は、市内の事業者などに対する啓発効果も求められることから、職員一人ひとりの意識啓発によるさらなるエネルギー使用量の削減に努めるとともに、大幅な削減効果が見込める高効率設備や再生可能エネルギーの導入、施設のZEB化にむけた検討、温室効果ガス排出係数の低い電力の調達等に取り組む必要があります。

#### 4. 温室効果ガスの排出削減目標

##### (1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、関市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

関市地球温暖化対策実行計画は平成 17 年度から進めており、平成 30 年 3 月の改訂では、平成 26 年度を基準年、計画期間は 2030 年度までの 14 年間とし、中間にあたる 2023 年度に見直しすることとしました。今回の改訂においては基準年を平成 25 (2013) 年度に変更し、計画期間を 2030 年度とします。

##### (2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度 (2030 年度) に対して、基準年度 (2013 年度) 比で 50%削減することを目標とします。

表 4 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度 (2013 年度)	目標年度 (2030 年度)
温室効果ガスの排出量	24,066t-CO <sub>2</sub>	12,033t-CO <sub>2</sub>
削減率	—	50%

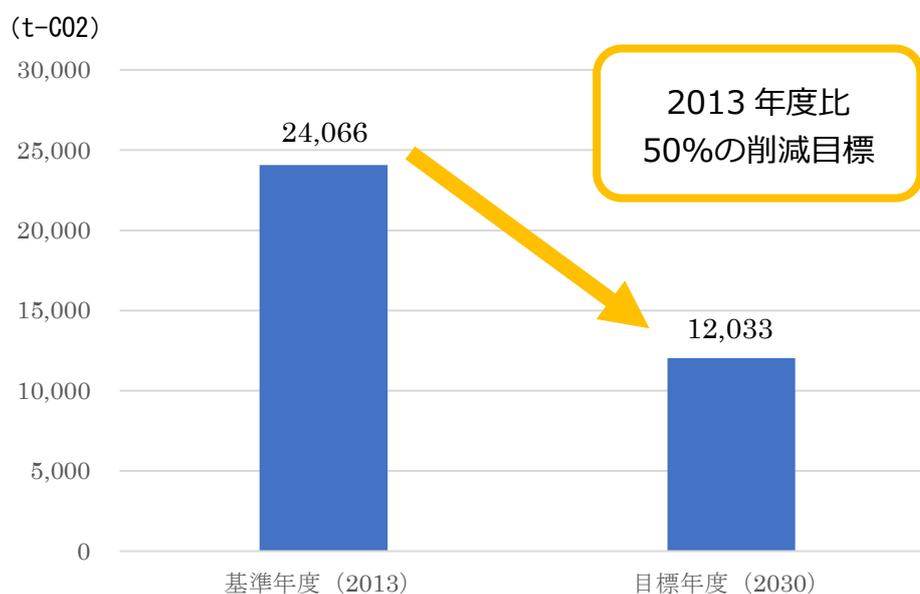


図 5 温室効果ガスの削減目標

## 5. 目標達成に向けた取組

### (1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

### (2) 具体的な取組内容

政府実行計画では、表 5 に示された取組が示されています。関市においても政府実行計画で示された取組を参考としながら、「太陽光発電の最大限の導入」、「電動車の導入」、「LED 照明の導入」を重点的な取組として位置付けます。

表 5 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 <b>50%以上</b> に太陽光発電設備を設置することを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに <b>新築建築物の平均で ZEB Ready</b> 相当となることを目指す。
電動車の導入	代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き、 <b>新規導入・更新については 2022 年度以降全て電動車</b> とし、ストック（使用する公用車全体）でも 2030 年度までに <b>全て電動車</b> とする。
LED 照明の導入	既存設備を含めた政府全体の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに <b>100%</b> とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030 年度までに各府省庁で調達する電力の <b>60%以上</b> を再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の 3R+Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の <b>3R+Renewable</b> を徹底し、 <b>サーキュラーエコノミーへの移行</b> を総合的に推進する。

具体的な取組内容については、主体別・項目別に以下のとおり示します

#### ア 職員の取組

区分	取組項目	具体的取組内容
全般		・各課等の長は、職員への意識啓発を進め、省エネルギー、節電等の取組を定着させる。
空調	電気使用量の削減 燃料使用量の削減	・空調の温度設定の適正化に努める。 ・使用していない部屋の個別空調を停止する。 ・ブラインド、カーテン等の適切な利用により空調効率を向上させる。

照明	電気使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務に支障のない不要な照明を消灯する。(始業前、昼休み、残業時等)</li> <li>・使用していない部屋の照明は消灯する。</li> </ul>
エレベーター	電気使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階段を利用する。(2UP3DOWN)</li> </ul>
電気機器	電気使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気製品やパソコン・プリンター等 OA 機器の不使用时の電源 OFF、または節電・スリープモード等を活用する。</li> <li>・暖房便座の蓋を閉める。</li> </ul>
給湯	燃料使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要最低限の給湯器利用に努める。</li> </ul>
公用車	電気使用量の削減 燃料使用量の削減 走行距離の抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコドライブを徹底する。(急発進、急加速、急ハンドル、急停止等の抑制等)</li> <li>・自動車の使用回数、走行距離の抑制。(計画的な経路、徒歩移動、相乗り等)</li> </ul>
紙使用量の削減		<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要以上に個人資料を持たず、資料を共有化する。</li> <li>・会議資料、内部文書等のコピー用紙使用量の削減を徹底する。(両面印刷、電子メール、電子決裁の活用等)</li> <li>・コピー機使用後は必ずリセットし、ミスコピーを防ぐ。</li> </ul>
水使用量の削減		<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレでの二度流し防止。</li> <li>・水の流しっ放しの防止。</li> </ul>
廃棄物排出量の削減		<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別ボックス等による分別と資源化の徹底。</li> <li>・使い捨て製品(紙コップ、弁当容器等)の使用や購入を削減し、会議やイベント時等のごみ減量に努める。</li> <li>・不要なダイレクトメール・資料の受取を断る。</li> <li>・使用済み封筒の庁内メール便等での再利用。</li> </ul>

## イ 職場の取組

区分	取組項目	具体的取組内容
全般		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法)」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努める。</li> </ul>
照明	電気使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不要な照明を間引きする。</li> </ul>
電気機器	電気使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー機を 1~5 分程度で節電モードになるように設定する。</li> </ul>
公用車	電気使用量の削減 燃料使用量の削減 走行距離の抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低燃費・低排出ガスを実現する電動車を導入する。(プラグインハイブリッド車、電気自動車やハイブリッド車などの自動車等)</li> </ul>

働き方	電気使用量の削減 燃料使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な定時退庁の実施に努める。(超過勤務の縮減)</li> <li>・テレワークの推進や Web 会議システムの積極的な活用。</li> <li>・有給休暇の計画的運用の推進。</li> </ul>
紙使用量の削減		<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要最小限の部数印刷及び発注をする。</li> <li>・メールや参考資料等の印刷を削減する。(画面確認、課内での回覧等)</li> <li>・用紙類の購入量をチェックし、使用量を削減する。</li> <li>・ファイル共有や Web 会議を活用して印刷物のないペーパーレス会議を推進する。</li> </ul>
廃棄物排出量の削減		<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課等に配置するごみ箱を必要最小限にし、個人用ごみ箱を設置しない。</li> <li>・不要な備品の情報提供により、他部署での再使用を図る。</li> <li>・裏紙用紙、封筒回収ボックスを設置する。</li> </ul>

#### ウ 設備・機器の運用改善

区分	取組項目	具体的取組内容
全般		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進する。</li> <li>・非化石率の高い電力メニューへの転換を検討する。</li> </ul>
空調	電気使用量の削減 燃料使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エアコンフィルター等の定期的な清掃や管理を行う。</li> <li>・余冷、余熱により、エアコン等の運転時間を短縮する。</li> <li>・冷暖房設備の維持管理を徹底する。</li> <li>・ボイラー等エネルギー供給施設は高効率で運転できるよう、運転方法を調整し、維持管理に努める。</li> </ul>
照明	電気使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支障のない範囲で廊下や階段等の共用部の照明を減灯する。</li> </ul>
電気機器	電気使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暖房便座を節電モードに設定する。</li> </ul>
公用車	電気使用量の削減 燃料使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイヤの溝、空気圧等の定期的な点検、整備を行う。</li> </ul>
水使用量の削減		<ul style="list-style-type: none"> <li>・配管等の水漏れ点検を実施する。</li> </ul>

#### エ 施設・設備の省エネ化

区分	取組項目	具体的取組内容
全般		<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減する。</li> <li>・施設の新設において、ZEB化を検討する。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入する。</li> <li>・環境に配慮したエネルギーの選択を図る。</li> </ul>
空調	電気使用量の削減 燃料使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複層ガラスや建物の断熱型構造の強化を図る。</li> <li>・高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備の導入を検討する。</li> </ul>
照明	電気使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LED 照明機器を導入する。</li> </ul>
電気機器	電気使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節電型 OA 機器を導入する。</li> </ul>
給湯	燃料使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高効率給湯機器を導入する。</li> </ul>
公用車	電気使用量の削減 燃料使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両更新時には電動車（プラグインハイブリッド車、電気自動車、ハイブリッド自動車）の導入を検討する。</li> <li>・公用車利用を促すため、公共施設への EV 充電設備設置を検討する。</li> </ul>
水使用量の削減		<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水利用設備により、雨水をトイレや散水等へ活用する。</li> </ul>

オ その他、事務・事業に当たっての配慮

区分	取組項目	具体的取組内容
	森林の整備・保全の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植林、保育、間伐等森林の整備や管理・保全の適切な推進を図る。</li> </ul>
	本市主催のイベントの実施に伴う配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市が主催するイベントの実施に当たっては、参加者への公共交通機関の利用の奨励、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛、持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用する。</li> </ul>
	職員に対する研修機会の提供、情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策に関する職員研修を計画的に実施する。</li> </ul>

## 6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

### (1) 推進体制

関市事務事業編を推進するために、計画の推進、点検・評価に当たっては、政策検討会議において、その基本的な方針などの意見を聞くとともに、計画の実効性を確保するため、環境課が事務局となり、各課等の長の責任のもと取組状況の点検を行う体制を以下のとおり構築します。(様式 1,2,3,4)

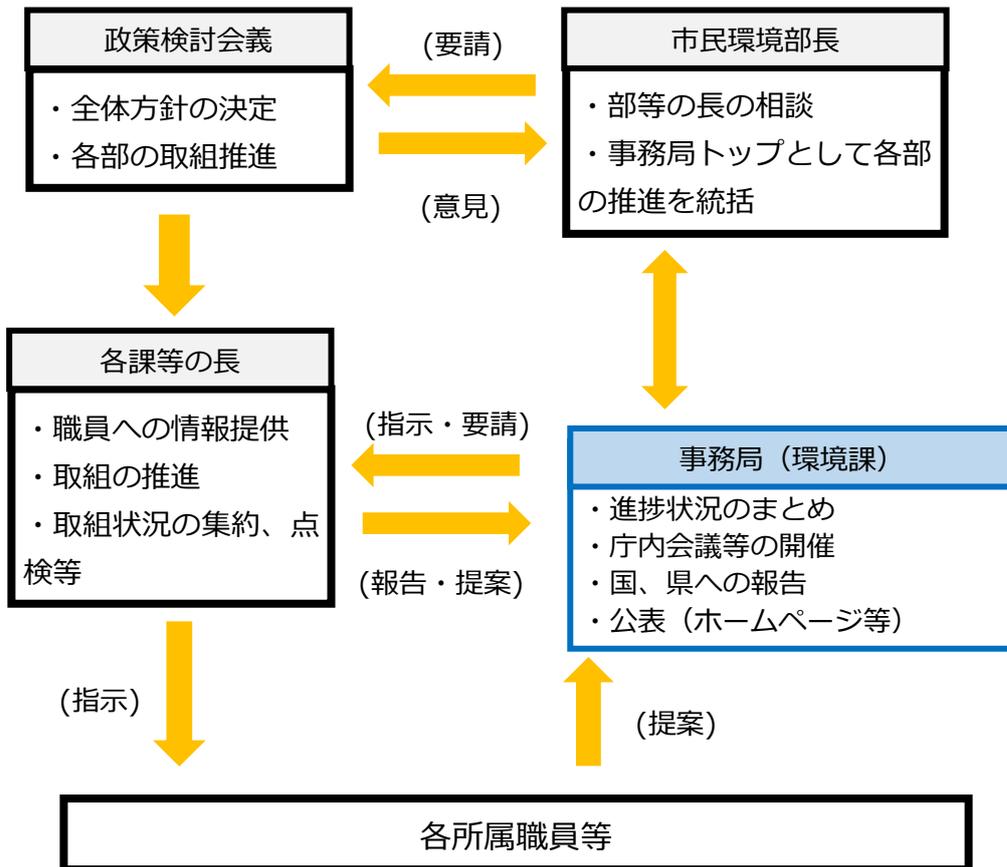


図 6 関市事務事業編の推進体制

## (2) 点検・評価・見直し体制

関市事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、関市事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

事務局は毎年1回進捗状況を確認・評価し、必要がある場合には、2027年度以降に関市事務事業編の改定を行います。

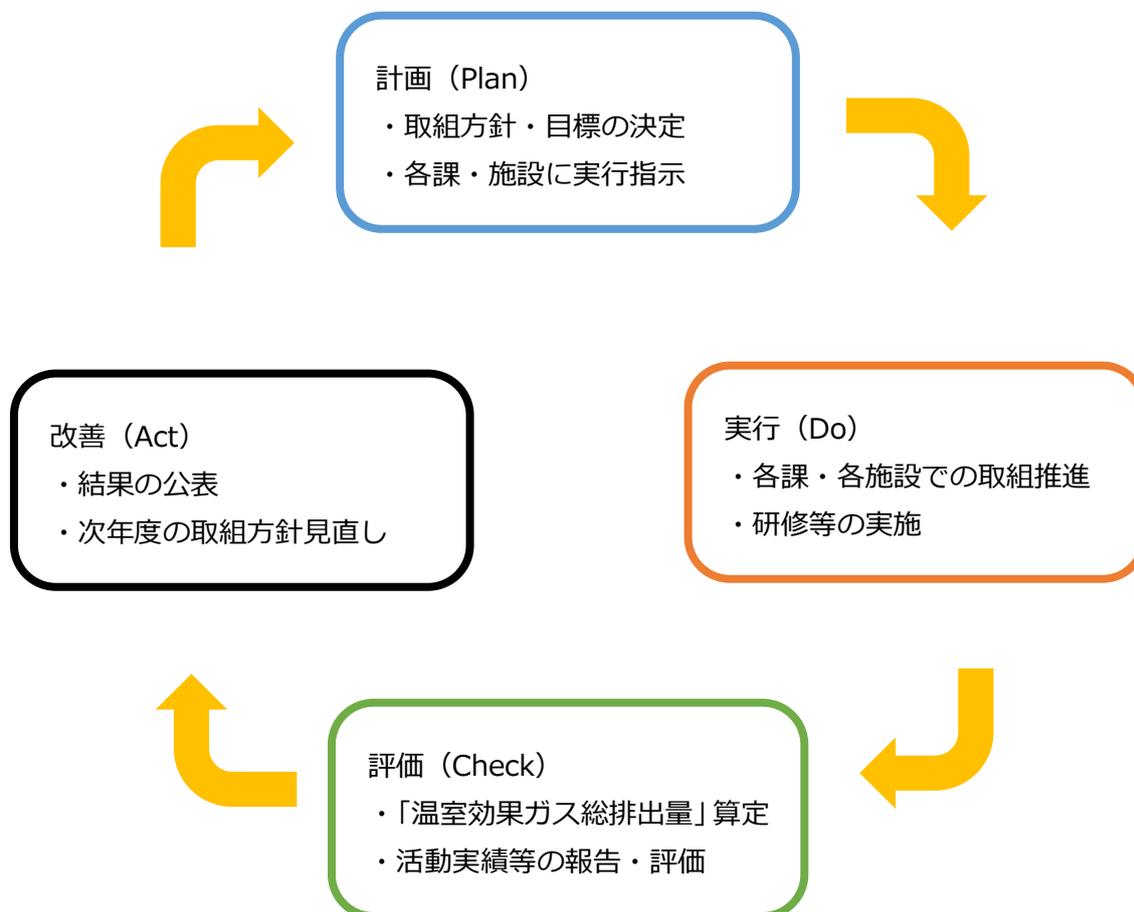


図 7 毎年の PDCA イメージ

## (3) 進捗状況の公表

関市事務事業編の温室効果ガスの排出量は、毎年度、市のホームページや「関市の環境」等で広く公表します。





職員環境配慮行動アンケート

(様式3)

各アンケート項目についてあなたの現在の取組状況を点検し、次の基準から当てはまるものを選び、数字または記号を記入してください。

- ・いつも実施している（8割以上実施している）…「3」
- ・だいたい実施している（5～8割実施している）…「2」
- ・あまり実施していない（5割未満）…「1」
- ・該当しない…「—」

区分	No	環境配慮行動アンケート項目	自己点検
空調	1	空調の温度設定の適正化に努める	
	2	使用していない部屋の個別空調を停止する	
	3	ブラインド、カーテン等の適切な利用により空調効率を向上させる	
照明	4	勤務に支障のない不要な照明を消灯する（始業前、昼休み、残業時等）	
	5	使用していない部屋の照明は消灯する	
エレベーター	6	階段を利用する（2UP3DOWN）	
電気機器	7	電気製品やパソコン・プリンター等 OA 機器の不使用时の電源 OFF、または節電・スリープモード等を活用する	
	8	暖房便座の蓋を閉める	
給湯	9	必要最低限の給湯器利用	
公用車	10	エコドライブを徹底する（急発進、急加速、急ハンドル、急停止等の抑制等）	
	11	自動車の使用回数、走行距離の抑制（計画的な経路、徒歩移動、相乗りなど）	
紙使用量の削減	12	必要以上に個人資料を持たず、資料を共有化する	
	13	会議資料、内部文書等のコピー用紙使用量の削減（両面印刷、電子メール、電子決裁の活用等）	
	14	コピー機使用後は必ずリセットし、ミスコピーを防ぐ	
	15	ファイル共有や Web 会議を活用して印刷物のないペーパーレス会議を推進する	
水使用量の削減	16	トイレでの二度流しの防止	
	17	水の流しっ放しの防止	
廃棄物排出量の削減	18	分別ボックス等による分別徹底と資源化の徹底	
	19	使い捨て製品（紙コップ、弁当容器など）の使用や購入を削減し、会議やイベント時などのごみ減量に努める	
	20	不要なダイレクトメール・資料の受取を断る	
	21	使用済み封筒の庁内メール便等での再利用	
働き方	22	計画的な定時退庁の実施に努める（超過勤務の縮減）	
	23	テレワークの推進、Web 会議の活用	

		課名	作成者				
区分	No	環境配慮行動アンケート項目	回答数記入欄				
			3	2	1	—	
空調	1	空調の温度設定の適正化に努める					
	2	使用していない部屋の個別空調を停止する					
	3	ブラインド、カーテン等の適切な利用により空調効率を向上させる					
照明	4	勤務に支障のない不要な照明を消灯する（始業前、昼休み、残業時等）					
	5	使用していない部屋の照明は消灯する					
エレベーター	6	階段を利用する（2UP3DOWN）					
電気機器	7	電気製品やパソコン・プリンター等 OA 機器の不使用时の電源 OFF、または節電・スリープモード等を活用する					
	8	暖房便座の蓋を閉める					
給湯	9	必要最低限の給湯器利用					
公用車	10	エコドライブを徹底する（急発進、急加速、急ハンドル、急停止等の抑制等）					
	11	自動車の使用回数、走行距離の抑制（計画的な経路、徒歩移動、相乗りなど）					
紙使用量の削減	12	必要以上に個人資料を持たず、資料を共有化する					
	13	会議資料、内部文書等のコピー用紙使用量の削減（両面印刷、電子メール、電子決裁の活用等）					
	14	コピー機使用後は必ずリセットし、ミスコピーを防ぐ					
	15	ファイル共有や Web 会議を活用して印刷物のないペーパーレス会議を推進する					
水使用量の削減	16	トイレでの二度流しの防止					
	17	水の流しっ放しの防止					
廃棄物排出量の削減	18	分別ボックス等による分別徹底と資源化					
	19	使い捨て製品（紙コップ、弁当容器など）の使用や購入を削減し、会議やイベント時などのごみ減量に努める					
	20	不要なダイレクトメール・資料の受取を断る					
	21	使用済み封筒の庁内メール便等での再利用					
働き方	22	計画的な定時退庁の実施に努める（超過勤務の縮減）					
	23	テレワークの推進、Web 会議の活用					

